

平成 2 7 年度徳島雇用施策等実施方針

平成 2 7 年 4 月

徳 島 労 働 局

徳 島 県

平成 2 7 年度徳島雇用施策等実施方針

目 次

第 1	趣旨	1
第 2	平成 2 7 年度の主な雇用施策	
(1)	若者の雇用対策の推進	2
(2)	女性の活躍促進と安心して働くことのできる環境の整備	5
(3)	障害者の雇用対策の推進	7
(4)	重層的なセーフティネットの構築	1 0
(5)	徳島県と国の一体的実施の推進	1 2
(6)	人材不足分野における人材確保・育成対策の推進	1 3
(7)	働き方改革の実現	1 5
(8)	その他	1 6
第 3	徳島県と徳島労働局が連携した雇用対策の基本的対応	1 8
第 4	雇用施策に関する数値目標	1 9

第 1 趣旨

この雇用施策等実施方針は、雇用対策法施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号）第 13 条第 1 項に基づき、徳島労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策等を講ずるに際しての方針を徳島県知事の意見を聞いて定めたものであり、当該施策と徳島県の講ずる雇用に関する施策が密接な関係の下に、円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

徳島労働局では、徳島県内の地域の状況を踏まえた雇用施策等を推進していくため、以下の施策について徳島県と連携することにより、効果的・一体的に実施する。

第2 平成27年度の主な雇用施策

ー 徳島労働局と徳島県が連携して取り組む事項 ー

(1) 若者の雇用対策の推進

(ア) 徳島新卒者等就職・採用応援本部の開催

<内容>

産・学・官等地域の関係者が連携し、地域の実情に即した効果的な就職支援についての企画・調整等を行う。

徳島労働局が実施する業務

- ① 徳島労働局において、徳島新卒者等就職・採用応援本部を設置し運営を行う。
- ② 新卒者・既卒者をはじめ、地域における若者に必要な就職支援の企画・調整を行う。
- ③ 新卒者の就職内定状況等の調査・把握及び報道機関への公表を行う。

徳島県が実施する業務

- 徳島新卒者等就職・採用応援本部に参画し、徳島県が実施する若者の就職支援について情報提供するとともに、必要な連携を行う。

(イ) 大学等新卒者や既卒者向けの面接会等の開催

<内容>

徳島労働局と徳島県が共同で就職面接会等を開催するとともに、新卒者や既卒者のニーズに応じた就職セミナーなどを開催し、就職内定率の向上を図る。

徳島労働局が実施する業務

- ① 学卒ジョブサポーターが学校を訪問し、未内定者数や支援ニーズを把握し、当該情報を徳島県（教育委員会）と共有する。
- ② 未内定者の状況を踏まえ、徳島県と共同で大学等新卒者や既卒者向けの就職面接会を開催する。
- ③ 年度当初（5～6月）、県内経済団体に対して、新卒者の採用枠の拡大等に係る要請行動を徳島労働局と徳島県の共同で行う。

徳島県が実施する業務

- ① 徳島労働局など関係機関と共同で、大学等新卒者や既卒者向けの就職面接会を開催する。
- ② 県外大学に在学している県出身者を対象に、県内企業の魅力を紹介す

るための企業セミナーを行い、企業情報を積極的に提供し、県内企業の
人材確保を図る。

(ウ) 卒業年次前の学生・生徒向けのインターンシップや企業セミナー等の 開催

<内容>

卒業年次前の学生に対し、大学等のニーズを踏まえ企業説明会や労働法
制の基礎知識に関する講義を実施するなど、学生・生徒の職業意識形成支
援を行い、今後の就職活動をサポートする。

徳島労働局が実施する業務

- ① 新規中学校、高等学校卒業予定者の求人受理時において、事業主にイ
ンターンシップ等への協力依頼を行うとともに、協力可否等を把握し、
徳島県（教育委員会）に情報提供する。
- ② 大学等からの要請に基づき、学生を対象とした労働法制の基礎知識に
関する講義を行うとともに、高校生及び大学生向けの労働法制の基礎知
識を盛り込んだリーフレットを作成し、県下の各学校等へ配付する。
- ③ 徳島県（教育委員会）からの要請に基づき、生徒を対象としたハロー
ワークガイダンスを開催する。

徳島県が実施する業務

- ① 高校生については、就職体験型インターンシップの実施、大学生につ
いては、県内企業見学会の実施や県外学生向けのU I ターンセミナーを
開催する。
- ② 県外大学に在学している県出身者を対象に、県内企業の魅力を紹介す
るための企業セミナーを行い、企業情報を積極的に提供し、県内企業の
人材確保を図る（再掲）。

(エ) 「若者応援宣言事業」等の活用の推進

<内容>

中小企業とのマッチングを強化するため、若者の採用・育成に積極的な
企業のPRを行う「若者応援宣言事業」や、事業所補足情報の活用を推進
するとともに、就職面接会などを開催する。

徳島労働局が実施する業務

- ① 徳島新卒者等就職・採用応援本部やジョブカフェとくしまと連携し、
広く周知・広報を行う。
- ② 学卒ジョブサポーター等の企業訪問時など「若者応援宣言事業」のメ
リットなどを説明しPRを行う。
- ③ 大企業の選考活動が一段落し、中小企業の選考が始まる6月頃までを

目途に「若者応援宣言事業」の普及や事業所補足情報の確保に努める。

徳島県が実施する業務

- ① 企業に対し、徳島労働局と連携し、「若者応援宣言事業」のPRを行う。
- ② 県外大学に在学している県出身学生に対する企業セミナーや合同説明会などにおいて、若者応援企業のPRを行う。

**(オ) 徳島県若年者就職サポートセンター(ジョブカフェとくしま)等が行う
若年者支援施策との一体的実施**

<内容>

若年者の採用拡大のための広報及び啓発、企業説明会等を実施し、若者の就労支援を徳島県と一体的に実施する。

徳島労働局が実施する業務

- ① ジョブカフェとくしまの周知・広報や、県外学生等のUIターンを促進する徳島県の施策との連携を図る。
- ② 地域若者サポートステーションにおいて、ハローワーク、学校、サポステとの間における中退者情報の共有等積極的な連携を図る。
- ③ 未内定者の状況を踏まえ、徳島県と共同で大学等新卒者や既卒者向けの就職面接会を開催する(再掲)。
- ④ 早期離職防止の観点から、「徳島新卒応援ハローワーク」において在職者向け相談窓口を設ける。

徳島県が実施する業務

- ① 相談員を配置し、相談業務を行うとともに駅のハローワーク(新卒応援ハローワーク)と連携して支援を行う。
- ② 地域若者サポートステーションにおいて、専門家による個別相談等を実施し、徳島労働局と連携して若年無業者(ニート)等の自立を支援する。

(2) 女性の活躍促進と安心して働くことのできる環境の整備

(ア) 県内企業における両立支援とポジティブ・アクションの取組の促進

<内容>

仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備とポジティブ・アクションの取組を推進するよう積極的な働きかけを実施する。

徳島労働局が実施する業務

- ① 次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期間が10年間延長されたことから、一般事業主行動計画の策定・届出等を促すとともに、認定マーク「くるみん」または「プラチナくるみん」の取得促進を図る。
- ② 女性が能力を発揮できる雇用環境を整備するため、企業表彰制度の活用等により、女性の採用拡大や管理職登用等に向けた自主的なポジティブ・アクションの取組を促す。

徳島県が実施する業務

- ① 地域で子育て支援などを行うファミリー・サポート・サービスや事業所内保育などを検討している者に対して、アドバイザーを派遣し、支援を行う。
- ② 女性が安心して働くことができる環境整備や男性の育児参加「子育てに優しい職場環境づくり」に積極的に取り組む企業等を「はぐくみ支援企業」として認証し表彰することにより、仕事と家庭の両立を支援する。
- ③ 「働く女性応援ネットワーク会議」、「テレワーク活用ネットワーク会議」、セミナーの開催等により、課題解決に向けた支援を推進する。
- ④ 父親の家庭教育・地域教育への参画を推進するため「父親カルネサンス推進講座」を開講し、男女共同参画、ワークライフバランス意識の醸成を図る。

(イ) マザーズコーナーなどを活用した再就職支援の充実

<内容>

マザーズコーナーや各自治体の窓口などにおいて、子育てする女性等に対するきめ細かな就労相談、再就職支援を実施する。

徳島労働局が実施する業務

- ① マザーズコーナー（徳島駅クレメントプラザ5階）に設置されているキッズコーナーを活用し、来所しやすい環境のもと、徳島県と子育て支援に関する各種情報の共有を図る。
- ② 求職者のニーズを踏まえた担当者制によるきめ細かな職業相談や求

人開拓などの積極的な再就職支援を行うとともに、マザーズコーナーを広く県民に周知し利用拡大を図る。

徳島県が実施する業務

- 就労から職業紹介までの雇用関連サービスをワンストップで提供している「とくしまジョブステーション」において、子育て中の女性に対する支援を実施する。

(3) 障害者の雇用対策の推進

(ア) 企業の採用ニーズ等に即した面接会等の開催（マッチング機能の強化）

<内容>

高まりつつある障害者の就労意欲や、障害者の法定雇用率の引き上げによって高まった企業の採用ニーズに的確に対応し、マッチング機会の提供を図るため、徳島県と共同で就職面接会等を開催する。

徳島労働局が実施する業務

- ① ハローワークが福祉施設や特別支援学校等の利用者の就労ニーズを把握し、当該情報を徳島県などの関係機関と共有する。
- ② 就労支援機関等の支援者、利用者等を対象とした事業所見学会を実施し、職業意識の早期形成を図る。
- ③ 徳島労働局と徳島県の共同による「ふれあい就職面接会」（障害者就職面接会）を開催するとともに、企業の採用ニーズに的確に対応するため、ハローワーク（単独又は合同）単位による小規模な面接会を開催する。

徳島県が実施する業務

- 「徳島県障がい者の雇用の促進等に関する条例」及び「とくしま障がい者雇用促進行動計画」を踏まえ、関係者の役割分担に基づく具体的施策の実施を通して、障害者雇用の促進に努める。

(イ) 職場実習や企業見学会などの実施

<内容>

地域の関係機関等との連携の下、職場実習や企業見学会などの実施により、中小企業の障害者雇用への不安を解消するとともに、福祉、教育、医療から雇用への移行を推進する。

徳島労働局が実施する業務

- ① 地域の関係機関等との連携の下、職場実習の実施に努めるとともに、企業人事担当者、労務担当者等を対象とした障害者雇用の先進企業への企業見学会を実施する。
- ② 企業が安心して障害者雇用に取り組んでいくため、障害者就業・生活支援センターが行っている職場定着支援などを活用し、雇用前から雇用後までの一貫した支援を実施する。

徳島県が実施する業務

- ① 「障がい者雇用促進ネットワーク」により、障害者雇用を促進する上においての関係機関等との相互連携、情報交換を行うとともに、就業

体験先の開拓などの支援を行う。

- ② 障がい者雇用優良企業等の表彰及びシンボルマークの使用など顕彰制度の充実、活用を図ることにより、障害者雇用の普及啓発を行う。
- ③ 商工労働部（商工）、特別支援学校（教育）、発達障がい者総合支援センター（福祉）の３者が、経済団体と連携の上、企業での就労体験や、特別支援学校の視察など、企業と障害者との人的交流を活性化させることにより、障害者雇用促進の強化のための基盤整備を図る。

（ウ）障害特性・就労形態に応じたきめ細かな支援策の充実・強化

<内容>

多様な障害特性に対応するため、医療機関や徳島県発達障がい者総合支援センター等との連携体制を強化し、きめ細かな就労支援を実施する。

徳島労働局が実施する業務

- ① 重度障害・精神障害・発達障害など個々の障害特性を考慮した職業能力の適正な把握と就労機会の確保を図るため、必要に応じて医療機関と連携し、ハローワークにおいてカウンセリングと職業紹介を行う。
- ② 個々の障害特性に応じ、必要に応じて「徳島県発達障がい者総合支援センター」や「徳島障害者職業センター」との連携を図り、職業準備訓練、職場実習や就職後の定着指導などによる総合的かつ継続的な支援を行う。

徳島県が実施する業務

- ① 徳島県発達障がい者支援体制整備検討委員会及び徳島県難病相談支援センター連絡協議会を開催し、徳島労働局などの関係機関との連携を強化する。
- ② 「徳島県障がい者の雇用の促進等に関する条例」及び「とくしま障がい者雇用促進行動計画」を踏まえ、関係者の役割分担に基づく具体的施策の実施を通して、障害者雇用の促進に努める。（再掲）

（エ）障害者の職業能力開発支援（委託訓練）の充実

<内容>

企業の職業訓練ニーズや職場実習の受入れ可能情報を把握し、適切な訓練設定を行い効果的な職業訓練の受講あっせんや就労支援を行う。

徳島労働局が実施する業務

- ① 求人開拓や法定雇用率達成指導等の機会を捉えて、企業の職業訓練ニーズを把握し、徳島県に情報提供を行う。
- ② 徳島県との連携により、個々の障害特性を考慮した上で、効果的な職業訓練の受講あっせんや就労支援を行う。

徳島県が実施する業務

- ① 徳島労働局から提供された企業の職業訓練ニーズや職場実習の受入れ可能情報などにより、適切な訓練コースの設定を行う。
- ② 「障がい者雇用促進ネットワーク」により、障害者雇用を促進する上においての関係機関等との相互連携、情報交換を行うとともに、就業体験先の開拓などの支援を行う。(再掲)

(4) 重層的なセーフティネットの構築

(ア) 生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進

<内容>

生活保護受給者等の生活困窮者を対象に、より効果的に自立を促進するため、地方自治体と連携し、常設窓口や定期的な巡回相談等のワンストップ型の就労支援を実施する。

徳島労働局が実施する業務

- ① 県及び8市において締結した協定に基づき、就労支援対象者や就職者の年間計画を策定する。
- ② 徳島県と情報を共有し、就労支援候補者への意欲喚起とハローワークへの就労支援対象者の積極的な送り出しを要請するとともに、就労支援対象者へのマッチングを行う。
- ③ 徳島市福祉事務所の常設窓口やその他各市町福祉事務所等への定期巡回において職業相談等を実施する。
- ④ 徳島県と共同で、ワンストップサービスデイ及びこころの健康相談、多重債務等の法律相談を開催する。

徳島県が実施する業務

- ① 徳島労働局との協定に基づき、就労支援候補者及び就職者の年間計画を策定する。
- ② 県内の福祉事務所に対して、生活保護受給者等への就労支援の実施と積極的な取組が行われるよう支援・助言し、県下全体の事業推進に向けての調整を行う。

(イ) 公共職業訓練、求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給を通じた能力開発や訓練機関とハローワークとの連携を通じた就職支援

<内容>

ハローワークは、地域の実情を踏まえ、求職者に適切に受講あっせんし、一定の要件を満たす者に給付金を支給するとともに、徳島県及び訓練機関を通じて、求人情報の提供や就職希望アンケートを実施する。

徳島労働局が実施する業務

- ① ハローワークは、地域の実情を踏まえ、求職者に適切に公共職業訓練や求職者支援訓練を受講あっせんするほか、訓練受講生に対し、訓練修了前から担当者制などによるきめ細かな就職支援を行う。また、一定の要件を満たす者に給付金を支給する。
- ② 徳島県及び訓練機関を通じて、訓練受講者への求人情報の提供や就職希望アンケートを実施するなど、関係機関との連携に努める。

徳島県が実施する業務

- ① 徳島労働局から提供された求人情報や就職希望アンケート結果等により、訓練受講者の早期再就職を支援する。
- ② 徳島労働局と連携し、訓練受講者（修了者を含む）に対する工業系就職ガイダンスを開催する。

(5) 徳島県と国の一体的実施の推進

<内容>

とくしま求職者総合支援センター（徳島駅クレメントプラザ5階）を拠点とし、生活相談者に対し、徳島県が行う生活・就労相談等の支援とハローワークの行う職業相談、就職支援を一体的に実施する。

徳島労働局が実施する業務

- 就職支援担当職員を常駐させ、生活相談者に対する職業相談、職業紹介を実施する。

徳島県が実施する業務

- 徳島労働局と連携し、生活・就労支援から職業紹介までの雇用関連サービスをワンストップで提供する「とくしまジョブステーション」において、Uターン等就職支援を含む県独自の「産業人材確保事業」を実施する。

(6) 人材不足分野における人材確保・育成対策の推進

(ア) 介護・医療・保育職種の人材確保に向けた支援の強化

<内容>

ハローワーク徳島に設置する福祉人材コーナー等による支援を強化するとともに、すべてのハローワークにおいて、介護、医療、保育職種を対象とした求人者への助言、就職面接会などきめ細かな職業相談、職業紹介を行う。

徳島労働局が実施する業務

- ① 福祉人材確保推進協議会等を主催し、関係機関によるネットワークの構築と福祉人材確保に係る連携を強化する。
- ② 徳島労働局と徳島県との共同で「介護就職デイ（ガイダンス及び就職面接会）」を開催し、福祉人材確保を促進する。
- ③ 働きながら資格をとる「徳島県介護雇用プログラム事業」の求人を受理し対象者を紹介する。
- ④ 介護、医療、保育職種を対象とした求人者への助言、就職面接会などきめ細かな職業相談、職業紹介を行う。

徳島県が実施する業務

- ① 徳島県福祉人材センター及び徳島県ナースセンター事業運営委員会を開催する。
- ② 介護労働者に対する安全衛生対策の強化を図るため、介護事業者に対する研修会や指導を行う。

(イ) 成長分野・ものづくり分野などにおける公的職業訓練の推進

<内容>

民間教育訓練機関等を活用した実践的な公共職業訓練や求職者支援訓練を推進するとともに、訓練修了者への就職支援体制を整備し、きめ細かな就職支援を行う。

徳島労働局が実施する業務

- ① 地域の人材ニーズや訓練ニーズについて把握分析をし、徳島県等に対して情報を提供する。
- ② 求職者支援訓練については、徳島県地域訓練協議会において、公共職業訓練の計画も考慮の上、人材ニーズの分析や地域の訓練ニーズを踏まえた訓練計画（分野、規模等）を策定する。

具体的には、把握分析した地域の人材ニーズや訓練ニーズとともに、県の委託訓練の開催状況を踏まえた上で、求職者支援訓練の訓練分野、

開始時期を設定するなどの対応を検討する。

- ③ 訓練修了者に対して、徳島県と連携し、訓練修了前から担当者制などによるきめ細かな就職支援を行う。
- ④ 徳島県及び訓練機関を通じて、訓練受講者への求人情報の提供や就職希望アンケートの実施等により早期再就職を支援する。

徳島県が実施する業務

- ① 公共職業訓練（委託訓練）については、徳島労働局から提供された情報に基づき、求職者支援訓練計画を考慮の上、人材ニーズを踏まえた訓練計画（分野、規模等）を策定する。
- ② 徳島労働局が主催する徳島県地域訓練協議会に参画し、委託訓練と求職者支援訓練の設定地域・開講時期等の調整を行い、委託訓練を実施する。
- ③ 徳島労働局から提供された求人情報や就職希望アンケート結果等により、訓練受講者の早期再就職を支援する（再掲）。
- ④ 徳島労働局と連携し、訓練受講者（修了者を含む）に対する工業系就職ガイダンスを開催する（再掲）。

(7) 働き方改革の実現

<内容>

労働者の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍促進等の観点から、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等の「働き方改革」を進める。

徳島労働局が実施する業務

- ① 県内企業等を訪問し、働き方改革に取り組むよう働きかけ、好事例を収集する
- ② 所定外労働時間の削減等労働環境の改善を行う中小企業に対する助成（職場意識改善助成金）、働き方・休み方改善コンサルタントによる無料コンサルティングを実施する。

徳島県が実施する業務

- ① 徳島労働局と連携して、県内企業等に対し働き方改革に取り組むよう働きかける。
- ② 県民とともに働き方改革を推進する旨のメッセージを発信し、周知啓発を行う。

(8) その他

(ア) 最低賃金の遵守の徹底と最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援

<内容>

最低賃金額の周知に努め、遵守の徹底を図るとともに、最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業を実施する。

徳島労働局が実施する業務

- ① 県内企業等に対して、最低賃金額の周知を行い、最低賃金の遵守の徹底を図る。
- ② 経営改善と労働条件管理の相談等にワンストップで対応する相談窓口の設置や、労働能率増進による賃金の引き上げを行う中小企業・小規模事業者に対し、助成（業務改善助成金）を行う。

徳島県が実施する業務

- 徳島労働局と連携して、最低賃金額や中小企業に対する支援策の周知を行う。

(イ) 労働者が健康で安心して働くことのできる労働環境の改善

<内容>

労働者の安全と健康を確保するため、労働災害の発生状況や有害業務の特性に応じた労働災害防止対策を徹底するほか、長時間労働の抑制等、労働環境の改善を図る。

徳島労働局が実施する業務

- ① 「徳島第 12 次労働災害防止推進計画」に掲げる目標達成に向け、計画的に指導等を行う。
- ② メンタルヘルス対策については、新たに創設されたストレスチェック制度の周知など、「徳島メンタルヘルスケア推進計画」（平成 27 年度からの 3 か年計画）を推進するとともに、徳島県等の関係機関と連携強化を図る。
- ③ 所定外労働時間の削減等労働環境の改善を行う中小企業に対する助成（職場意識改善助成金）、働き方・休み方改善コンサルタントによる無料コンサルティングを実施する。（再掲）
- ④ 医療従事者の勤務環境を改善するため、徳島県と連携して、医療勤務環境改善支援センターを設置し、相談対応や個別支援を行う。

徳島県が実施する業務

- 「徳島県自殺対策連絡協議会」を開催し、労働者の自殺予防対策について、県内の関係機関と意見交換及び情報交換を行い、自殺予防対策の推進を図る。
また、商工団体をはじめとする自殺予防に関する協定を締結してい

る各種団体との連携を強化し、労働者の自殺予防対策の更なる推進を図る。

第3 徳島県と徳島労働局が連携した雇用対策の基本的対応

(1) 労働分野における徳島県と徳島労働局との連携窓口

徳島労働関係情報連絡会議を毎月開催するほか、職業安定部長を連絡責任者とする徳島県との連絡窓口の活用等により、徳島県が実施する産業施策、福祉施策、教育施策等との緊密な連携を図り、地域の雇用情勢等に係る情報の共有に努めるとともに、相互の連携基盤を一層強化し、効果的な施策の実施を図る。

(2) ハローワークの求人情報の提供

雇用対策を効果的に進めるため、ハローワークが保有する求人情報を徳島県へ提供する。

(3) 徳島県の雇用関連情報の提供

ハローワーク等の雇用関連情報コーナーにおいて、徳島県の実施する雇用関連情報を共有し、利用者のニーズに応じた情報提供等を行う。

(4) 徳島県と連携した積極的な広報活動

広報活動は、県民全体の労働行政に対する理解と信頼を高めるとともに各種施策・制度の効果的な周知を行い、その施策目標を実現する観点から、パンフレット等の広報媒体は、徳島労働局や徳島県、さらには関係機関を通じ、広く頒布する。

第4 雇用施策に関する数値目標

(1) 徳島県と徳島労働局とが共同で設定する数値目標

<障害者雇用率>

① 民間企業における障害者雇用率

2.0パーセント以上（法定雇用率以上）

② 国、地方公共団体等における障害者雇用率

2.3パーセント以上（法定雇用率以上）

③ 教育委員会における障害者雇用率

2.2パーセント以上（法定雇用率以上）

(2) 徳島労働局の数値目標

当局の実情に沿った効果的・効率的な業務運営を行うためハローワーク関連業務について目標値を設定し、特に次の項目についてP D C A（Plan：計画、Do：実施、Check：実績の把握と検証、Action：業務の見直し）サイクルによる管理を行う。

① 就職件数（常用） 13,900件以上

② 充足件数（常用） 13,250件以上

③ 雇用保険受給者の早期再就職件数 3,168件以上